

館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合条例第5号

館林地区消防組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

館林地区消防組合職員の特種勤務手当に関する条例（平成28年館林地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

	潜水 隊員	1回	700 円	緊急災害活動として 潜水業務に従事した 職員
緊急消防 援助隊手 当		1日	1,0 00 円	緊急援助隊員として 緊急援助隊活動に従 事した職員

を

」

「

	潜水 隊員	1回	700 円	緊急災害活動として 潜水業務に従事した 職員
	火災 原因 調査 等	1回	400 円	火災原因及び爆発原 因の調査業務に従事 した職員
緊急消防 援助隊手 当		1日	2,1 60 円	緊急援助隊員として 緊急援助隊活動に従 事した職員
			1,0 80 円	緊急消防援助隊の編 成及び施設等の整備 等に係る基本的な事 項に関する計画（令 和7年総務省消防庁 策定）に基づく各種 緊急消防援助隊訓練 等において緊急消防 援助隊員として活動 した職員

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。